

地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際する課題について、東京都社会福祉協議会でも都内区市町村社協へアンケートをとった際には以下のようなことが課題に挙がっていました。

- (１) 判断能力低下の見極めが難しい (66.7%)
- (２) 移行のタイミングがつかめない (53.7%)
- (３) 利用者自身の意思決定に時間がかかる (53.7%)
- (４) 報酬を支払う資力がない、または負担が大きい (50.0%)
- (５) 家族・親族が成年後見制度の利用を希望しない (31.5%)
- (６) 区市町村長による申立手続きがすすまない (31.5%)

移行を検討するきっかけの一つには、判断能力が後見相当となり、契約そのものの継続が難しいという場合がありますが、実際には緩やかに低下していくというケースに限らず、思いのほか短期間ということもあります。そうしたことから、見極めが難しかったりタイミングをつかみにくいということが課題となっています。

別のきっかけは、利用者自身が悪質な訪問販売などや周囲からの経済的な搾取など、地域福祉権利擁護事業では対抗できない課題が生じた場合になります。また、入院や入所をきっかけとした環境の変化が生じる場合です。

こうした場合には、ご本人を交えて関係者と権利擁護支援の必要性を検討する必要があります。そのうえで、権利擁護支援の必要性が確認された場合、周囲の方々が成年後見制度の利用に反対することもあります。

成年後見制度のあり方の見直しも法制審議会で検討されていますが、より使いやすい制度にしておくことも課題となっています。申立の費用や後見報酬についても自治体で少しずつ助成の対象が広がってはいますが、その対象とならず、報酬の支払いが難しい場合も課題と考えられます。

なお、都内全体の１年間の新規の法定後見申立てのうち、市民後見人が受任している割合は１．３％になりますが、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行したケースでは８．１％となっています。

地域福祉権利擁護事業の生活支援員による支援を通じて信頼関係が築けているケースにおいて、できるだけその環境を変えずに成年後見制度への移行をすすめる視点も大切と思われます。